

全教委連第277号  
令和2年3月18日

文部科学大臣  
萩生田 光 一 様

全国都道府県教育長協議会  
会 長 藤 田 裕 司

「G I G Aスクール構想」の実現に係る緊急要望

このたび、校内通信ネットワークの整備及び義務教育段階において児童生徒が使用するPC端末の一人一台整備を柱とする「G I G Aスクール構想」が盛り込まれた令和元年度補正予算が成立しました。教育環境の一層の充実に向けた貴省の対応について感謝申し上げます。

都道府県教育委員会としても各市区町村教育委員会や各学校と連携して、Society5.0という新たな時代を担う人材の育成や一人一人に応じた個別最適化学習を行うために、ICT環境の整備のため全力を挙げて取り組んでまいりますが、円滑に事務を進めるためのスキームやスケジュール等の詳細が示されていないほか、新たな補助制度の創設に伴う事務負担の増大や、全国一斉の整備に伴い、事業者・機材の確保等に懸念があることから、都道府県教育委員会や学校現場では、円滑に事務の執行ができるか不安の声が上がっています。

については、各都道府県教育委員会において円滑な事務執行が行えるよう、下記のとおり緊急要望いたします。

記

1 スキーム・スケジュール等について

- (1) 本事業は全国一斉整備を行うこととしており、機材の確保、通信費の在り方や事業の進め方等について、文部科学省は総務省等と連携して、事業者等へ強く協力要請を行い、地方公共団体が効果的かつ効率的な整備が行えるよう配慮すること。

(2) 都道府県教育委員会が円滑に事務執行できるよう、地方の疑問を解消するに足るスキーム及びスケジュール等の詳細を早急に示すとともに、地方公共団体の事務負担軽減に最大限配慮すること。

(3) 特に、一人一台端末の広域調達については、要件、法的関係、事務内容等を含め適正なスキームを早急に整理し、公表すること。

## 2 校内通信ネットワーク整備について

(1) 地域の実情により、早急な整備が困難な地方公共団体もあるため、校内通信ネットワーク整備の完了時期を令和3年度以降に延長するとともに、設置者単位で整備費が400万円に満たない場合も補助対象とするなど配慮すること。

(2) この度、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の内定額が示されたが、多くの地方公共団体で申請額より大幅に圧縮された額となっている。

交付額の圧縮は、計画した内容通りに事業を進められないといった教育行政に対する影響や、国が示したとおりの財源で事業を進めていくことができないといった財政計画に与える影響は大きいものであるため、交付額を圧縮することなく、至急財政措置を講じること。

あわせて、来年度以降、地方公共団体が計画する事業が円滑に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

## 3 一人一台端末整備について

(1) 各学校において、持続的にICT機器が活用できるよう、端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、端末等の更新についての考え方を事前に提供すること。

(2) デジタル教科書をはじめとした学習用ソフトウェア等の充実や、一人一台端末整備に伴う通信量の増加に対応できる校外通信ネットワークの整備等に必要な財政措置を講じること。

(3) 学校現場におけるICT活用指導力の向上のため、教員への研修について、国主催による研修や校内研修等に活用できるオンライン教材の開発等、特段の措置を講じるとともに、希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うこと。

- (4) 各学校において、整備したICT機器を早急に有効活用できるよう、各学校種の授業実態に合わせた一人一台端末を使った授業における効果的な活用方法等についての事例を、クラウドサービス利用の場合も含めて迅速に示すとともに、全国での活用事例が共有できる仕組みづくりを進めること。
- (5) 義務教育段階において一人一台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校段階においても、引き続き公正に個別最適化された学びを実現できるように、高等学校及び特別支援学校の高等部に対しても必要な財政支援を行うこと。
- (6) 特別支援教育において必要とされる入力支援機器や遠隔通信システムなどについても、整備に必要な財政措置を講じること。
- (7) 文部科学省では、「GIGAスクール構想の実現ロードマップ」を示し、計画的な端末の整備を推進しているところであるが、都道府県によって実情が異なるため、交付にあたっては、各都道府県教育委員会の端末整備計画に基づいた整備が確実にできるように、必要な予算を確保すること。

#### 4 児童生徒の学びの保障について

新型コロナウイルス感染症に係る全国での一斉臨時休業を踏まえ、今後、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びが保障できるように、遠隔教育の制度的な検討を進めるとともに、児童生徒がICTを効果的に活用し、家庭等の場でも学び続けることができるような仕組みづくりを進めること。